

平成27年第2回（5月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成27年第2回（5月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 平成27年5月26日（1日）

3 付議事件表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
	議長の選挙について	指名により山口隆一郎君	
	副議長の選挙について	指名により村上秀明君	
	議席の指定について	諫早市 1番から7番 大村市 8番から11番 雲仙市12番と13番 副議長14番 議長 15番	
	会期決定の件	5月26日の1日と決定	
	会議録署名議員の指名について	5月26日	指 名 北坂秋男君 千住良治君
	議会運営委員会委員の選任について	指 名 北坂秋男君 相浦喜代子君 北島守幸君 朝長英美君 北村貴寿君	
議案 第6号	専決処分の承認を求めることについて （県央地域広域市町村圏組合職員の給 与に関する条例等の一部を改正する条 例）	5月26日	承 認
議案 第7号	専決処分の承認を求めることについて （県央地域広域市町村圏組合職員の退 職手当に関する条例の一部を改正する 条例）	5月26日	承 認
議案 第8号	財産の取得について（災害対応特殊救急自動 車及び高規格救急自動車の購入）	5月26日	原案可決
議案 第9号	財産の取得について（災害対応特殊消防ポン プ自動車及び消防ポンプ自動車の購入）	5月26日	原案可決

○ 出席議員（15名）

1番 北 坂 秋 男 君
2番 千 住 良 治 君
3番 相 浦 喜代子 君
4番 田 川 伸 隆 君
5番 西 口 雪 夫 君
6番 土 井 信 幸 君
7番 北 島 守 幸 君
8番 伊 川 京 子 君
9番 村 上 信 行 君
10番 朝 長 英 美 君
11番 北 村 貴 寿 君
12番 松 尾 文 昭 君
13番 大久保 正 美 君
14番 村 上 秀 明 君
15番 山 口 隆一郎 君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	松本 崇 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	佐藤 忠道 君
事務局長	北村 雅史 君	消 防 長	西原 直之 君
次長兼消防総務課長	川原 敦 君		
総務課長	野田 一男 君	諫早署長	城下 和美 君
大村署長	福島 錦哉 君	事業課長	川上謙次郎 君

○ 議会関係出席者

書 記 長 野田 一男 君
書 記 江頭 英敏 君

午後 2 時開会

○臨時議長（山口隆一郎君）

これより、平成 27 年第 2 回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を、開会いたします。

本日の臨時会は、諫早市議会議員の新組合議員の選任及び大村市議会議員の任期満了に伴う選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、組合規約第 6 条第 5 項の規定に基づき、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長の議員であります私、山口隆一郎が、臨時に議長の職務を行います。

議事の進行につきましては、本組合の議会会議規則第 2 条で準用することになっております、諫早市議会会議規則により進行いたします。

議事に先立ちまして、今回、改選等で組合議員の一部に変更がっておりますので、本組合議員の全員を改めて御紹介いたします。

書記長に朗読させます。

○書記長（野田一男君）

諫早市議会議員の北坂秋男議員、同じく千住良治議員、同じく相浦喜代子議員、同じく田川伸隆議員、同じく西口雪夫議員、同じく土井信幸議員、同じく北島守幸議員、諫早市議会議長の山口隆一郎議員、大村市市議会議員の伊川京子議員、同じく村上信行議員、同じく朝長英美議員、同じく北村貴寿議員、大村市議会議長の村上秀明議員、雲仙市市議会議員の松尾文昭議員、雲仙市市議会議長の大久保正美議員、以上でございます。

○臨時議長（山口隆一郎君）

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定します。

ただいま、御着席の議席を仮議席として指定します。

○臨時議長（山口隆一郎君）

ここで、管理者より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。当組合の管理者を務めさせていただいております諫早市長の宮本明雄でございます。

本日ここに組合議会臨時会の招集をいたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

今回、諫早市市議会議員の新組合議員の選任及び大村市市議会議員の任期満了に伴います選挙が行われております。

新たに組合議員として御就任いただきました議員各位におかれましては、これからの組合運営に御力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当組合におきましては常備消防及び救急業務、不燃物の処理業務を適正に遂行し、圏域住民の皆様の安全安心や環境衛生の向上に努めているところでございます。

消防救急業務におきましては、既に御承知のとおり、諫早消防署新庁舎建設事業、消防救急無線デジタル化整備事業、高機能消防指令システム整備事業の大型事業が完了いたしまして、去る3月10日より実質的な運用を開始しているところでございます。今後も、圏域住民の安全安心を守るため、消防救急体制の充実と併せて、消防救急技術の向上に一層の精進をしてみたいと思っております。

不燃物の処理業務につきましては、構成市の協力のもと、搬入されます不燃性廃棄物の適正処理とリサイクルの更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、副管理者、職員並びに代表監査委員の紹介を私の方でさせていただきます。

副管理者の松本崇大村市長でございます。同じく副管理者の金澤秀三郎雲仙市長でございます。

続きまして職員の紹介をいたします。事務局長の北村雅史君でございます。議会書記長を兼務しております総務課長の野田一男君でございます。事業課長の川上謙次郎君でございます。消防長の西原直之君でございます。消防本部次長兼消防総務課長の川原敦君でございます。諫早消防署長の城下和美君でございます。大村消防署長の福島錦哉君でございます。代表監査委員の佐藤忠道氏でございます。議会選出監査委員の大久保正美氏でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（山口隆一郎君）

日程第1、「議長の選挙について」を議題といたします。議長の選挙の方法について、お諮りいたします。

○村上秀明議員

議長の選挙の方法につきまして、動議を提出いたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選

により選出されることを希望します。

○臨時議長（山口隆一郎君）

ただ今、村上秀明議員から「議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選によられたい。」との動議が提出されましたが、それに対して御意見はございませんか。

○朝長英美議員

議長の選挙の方法につきましては、ただ今の村上秀明議員の動議に賛成いたします。

○臨時議長（山口隆一郎君）

ただ今、村上秀明議員から「議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選によられたい。」との動議が提出され、朝長英美議員の賛成がありましたので、動議は成立いたしました。よって、本動議をただちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、臨時議長の指名推選によることに決定しました。

○臨時議長（山口隆一郎君）

議長に、山口隆一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山口隆一郎議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口隆一郎議員を、議長に当選といたします。

山口隆一郎議員に対し、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長就任の承諾及びあいさつをいたします。

○臨時議長（山口隆一郎君）

ただ今、県央地域広域市町村圏組合議会議長に推挙されました、諫早市議会議長の山口でございます。

誠に光栄に存じますと共に、心から深く感謝申し上げる次第でございます。微力ではございますが、県央組合が処理いたします、消防救急業務及び不燃物処理業務等、広域行政の円滑な議会運営に万全を期して参りたいと考えております。

議員皆様の御支援と、御協力をお願い申しあげまして、簡単ではございますが就任のあいさつに代えさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○臨時議長（山口隆一郎君）

以上で臨時議長の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。暫く休憩します。

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、「副議長の選挙について」を議題といたします。副議長の選挙の方法について、お諮りいたします。組合規約第6条第2項で、副議長は「組合議員のうちから組合の議会で選挙する。」となっております。選挙の方法として、「投票による方法」と「指名推選による方法」がございしますが、どのように取り扱ったらよろしいか、御協議をお願いします。

○相浦喜代子議員

副議長の選挙の方法につきまして、動議を提出いたします。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により選出されることを希望します。

○議長（山口隆一郎君）

ただ今、相浦喜代子議員から「副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によられたい。」との動議が提出されましたが、それに対する御意見はございませんか。

○田川伸隆議員

副議長の選挙の方法につきましては、ただ今の相浦喜代子議員の動議に賛成いたします。

○議長（山口隆一郎君）

ただ今、相浦喜代子議員から「副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によられたい。」との動議が提出され、田川伸隆議員の賛成がありましたので、動議は成立いたしました。

よって、本動議をただちに議題とし、採決いたします。お諮りいたします。本動議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定しました。

副議長に、村上秀明議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました村上秀明議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました村上秀明議員が、副議長に当選されました。

村上秀明議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長就任の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○副議長（村上秀明君）

ただいま、御推挙をいただきました大村市議会議長の村上でございます。謹んでお受けさせていただきますとともに、感謝申し上げる次第でございます。議長を補佐し、県央組合の発展のために努めて参りたいと存じますのでどうか宜しく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（山口隆一郎君）

次に、日程第3「議席の指定について」を議題とします。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

書記長に朗読させます。

○書記長（野田一男君）

1番北坂秋男議員、2番千住良治議員、3番相浦喜代子議員、4番田川伸隆議員、5番西口雪夫議員、6番土井信幸議員、7番北島守幸議員、8番伊川京子議員、9番村上信行議員、10番朝長英美議員、11番北村貴寿議員、12番松尾文昭議員、13番大久保正美議員、14番村上秀明副議長、15番山口隆一郎議長。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

書記長が朗読いたしましたとおり、議席はただいまの議席を指定いたします。議席交替のため、しばらく休憩いたします。

（休憩・・・休憩中に議席の交替）

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

今期、臨時会の会期を本日1日とし、会期中の日程については、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。今期臨時会の会議録署名議員に、1番北坂秋男議員、2番千住良治議員を指名いたします。

次に、日程第6、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、組合議会委員会条例第1条第2項で6人となっており、第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっています。

今回、議会運営委員会委員について、構成市の改選等により、委員の一部に欠員が生じております。議会運営委員会委員の選任については、組合議会委員会条例第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっておりますので、欠員となっております諫早市から3名、大村市から2名の選出となります。

議会運営委員会委員に、北坂秋男議員、相浦喜代子議員、北島守幸議員、朝長英美議員、北村貴寿議員、以上5人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。よって以上のおり選任することに決定いたしました。なお、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選につきましては、県央組合議会委員会条例第7条第1項で「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会を招集して、委員長の互選を行わせる。」となっておりますので、直ちに別室で議会運営委員会を招集いたします。

議会運営委員会開催のため暫く休憩します

(委員会開催のため休憩)

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会における、委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に相浦喜代子議員、副委員長に朝長英美議員以上のとおりであります。

次に、日程第7、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与に関する構成市の取扱いに準じた条例等の一部改正でございまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月23日に専決処分させていただきました条例につきまして、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

それでは、配布しておりますお手元の議案第6号資料に沿って、主な改定内容について御説明いたします。

最初に、平成26年度給与改定について、でございます。

1点目は、給料表を平均0.3%引き上げるもので、特に世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた引き上げとなっております、平成26年4月1日に遡及して適用するものでございます。

2点目は、一般職については勤勉手当の支給割合を0.15%引き上げるものでございます。

平成26年度は、12月支給期に適用し、27年度以降は6月と12月にそれぞれ均等に配分するものでございます。

平成26年度給与改定における影響額は、行政職で約34万円、消防職で約1,670万円となっております。

次に、平成27年度給与改定について、でございます。

給料表を平均で2%引き下げるものでございます。これは、地域間、世代間の給与配分の見直しにより、若年層の引き下げは行わず、50歳台後半を最大4%程度引き下げるものでございます。経過措置として、3年間は切換え前の給料月額に達するまでは、その差額を支給することとしております。

最後に、諸手当の改定でございます。国家公務員の改正内容を踏まえ、通勤手当につきましては、自動車等利用者に係る額の改定を行っているところでございます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより質疑に入ります。

○土井信幸議員

すみません。私の聞き違いかも知れませんが、少し確認をいたします。

影響額で消防職は1,670万円との説明だったかと思いますが、この資料では1,047万円となっておりますが、これはどうなんですか。

○総務課長（野田一男君）

議案第6号の資料につきましては、勤勉手当が0.15%増に改正されており、その分の影響額でございます。事務局長が申しあげました分は給与の改定も含めた影響総額は1,670万円ということでございます。

以上でございます。

○事務局長（北村雅史君）

ちなみに1,670万円の対象ですけれども、消防職で216名おります。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（山口隆一郎君）

議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第6号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第8、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて「県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

本案は、県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当について調整額の改定を行ったもので、給与制度の総合的見直しが本手当の支給水準に及ぼす影響等を鑑み、公務への貢献度をよりの確に反映させるため、国家公務員の改正内容を考慮して行われた構成市の取扱いに準じた条例等の一部改正でございまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月23日に専決処分させていただき、4月1日に施行いたしました条例につきまして、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、調整額の導入に伴い、条例第4条、第5条、第6条の4第4項について、退職理由を整理して号建てにする等の所要の規定の整備を行ったものでございます。

条例第6条の4第1項については、在職期間のうち職務の等級が高い方から60か月分を退職手当基本額に加算する調整額を

第1号区分45, 850円を59, 550円に、第2号区分41, 700円を54, 150円に、第3号区分33, 350円を43, 350円に、第4号区分25, 000円を32, 500円に、第5号区分20, 850円を27, 100円に、第6号区分16, 700円を21, 700円にそれぞれ改正したものでございます。

また、同条第4項について、これまでは24年以下の勤務者に対しては第6号区分の支給をしておりましたが、支給するようにしたものでございます。

第14条の2第4項については、行政不服審査法が平成26年6月に廃止・全部改正となっておりますので、所要の改正を行っております。

そのほかに、第5条の見出し、第5条の3の表、第12条第2項において、所要の字句の改正を行ったものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり承認されました。

○議長（山口隆一郎君）

次に、日程第9、議案第8号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車）の購入」についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第8号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車の購入）」について、御説明いたします。

本件は、多良見分署の高規格救急車の老朽化に伴う更新と、今年度、新たに開署いたしました大村消防署久原分署への配備に伴うもので、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第8号資料1／4ページの結果表に記載のとおりでございます。

また、結果表に示しておりますように入札が不調に終わったことから、今回は対応が1社であったため、当該業者との協議を行い、改めて見積もりを徴しました。その結果につきましては、同資料2／4ページのとおりとなっております。

取得価格は、68,040,000円、契約の相手方は、長崎市五島町4番

19号 西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店支店長 吉本明浩でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の3/4ページのとおりでございます。

取得いたします災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車は、同資料の4/4①～②ページでございます写真と同型の車両でございます。

災害対応特殊救急自動車と高規格救急自動車の違いでございますが、緊急援助隊への登録車両であるか否かの差となっております。

災害対応特殊救急自動車は、阪神淡路の大震災等の大規模災害が発生した際に、広域連携の一環である緊急援助隊として出動要請があった折に対応するための車両でございます、その整備については国庫補助の対象となっております。

車両の配備につきましては、災害対応特殊救急自動車が久原分署、また高規格救急自動車が多良見分署となっております。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより質疑に入ります。

○北村貴寿議員

すみません。私は初参加でございます、勉強のために少し質問をさせていただきます。

何点かあるのですが、長年の稼働ということでございますが、これはだいたい何年ぐらい稼働していたのかということと、更新をされるということ、その古くなった車両はどうされるのかということをお尋ねします。

どこかの報道で、アジアとかに中古車を譲渡して喜ばれているというような話があったので、そういうことがあるのかなと思いましたのでお願い致します。

○事務局長（北村雅史君）

ただいまの御質問でございますけれども、まず1点目の更新の基準でございますけれども、これにつきましては内部的な定めを持っておりまして、救急車でいいますと、8年、もしくは走行距離が15万キロを超えたものという基準で更新をさせていただいております。

これについては今回の久原分署を除けば既存車両の分でございますので、この8年の基準をベースにとれば、この時期にはこの車両が更新となる、というところの計画が立っているところでございます。

同じ様に他の車両につきましても、年数がそれぞれ車両の種類によって違いますけれども、その様な基準を設けながら運用させていただいているところでございます。

それから2点目にございました、廃車した車両の有効活用の話でございますけれども、救急車については、病院転送に伴う出場という案件がかなりの数ございます。

要はある病院で、他の大規模病院に転院をさせるというようなケースが結構ございまして、通常の急病者の対応と重なってしまうリスクもあるということで、転送については病院側の御協力をいただければということから、御希望があった病院については廃車する救急車を無償譲渡させていただいて、そちらの病院の方で転院搬送をしていただけるような対応をいたしているところでございます。

今年度につきましても、既に1件譲渡の申し入れがっておりますので、今回御承認いただく予定の車両につきましては11月末ぐらいに納車される予定になっておりますので12月ぐらいには最終的な判断をし、できるだけ御希望に沿う方向で対応したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北村貴寿議員

よろしかったら、その病院はどこになるのかというのは公表できるのですか。できなかつたらいいです。

○事務局長（北村雅史君）

過去の実績としては、近々のところでは諫早病院がございまして、一昨年度は大村市民病院の方にも譲渡をさせていただいているところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第8号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車）の購入」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第8号は、原案どおり可決されました。

○議長（山口隆一郎君）

次に、日程第10、議案第9号「財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車）の購入」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第9号「財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車の購入）」について、御説明いたします。

本件は、高来分署の消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新と、今年度、新たに開署いたしました大村消防署久原分署への配備に伴うもので、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第9号資料1／4ページの結果表に記載のとおりでございます。また、結果表のとおり入札が不調に終わったことから、今回の入札において最低額を提示した業者と協議を行い、改めて見積もりを徴しました。その結果につきましては、同資料2／4ページのとおりとなっております。

取得価格は、66,960,000円、契約の相手方は、長崎市竹の久保町11番3号 ヤナセ産業株式会社代表取締役 梁瀬正輝でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の3／4ページのとおりでございます。

取得いたします災害対応特殊消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車は、同資料の4／4ページにございます写真と同型の車両でございます。

災害対応特殊消防ポンプ自動車と消防ポンプ自動車の違いは、救急自動車と同様で、緊急消防援助隊への登録車両であるか否かとなっております。

災害対応特殊消防ポンプ自動車も、その整備については国庫補助の対象となっております。

車両の配備につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車が高来分署、また消防ポンプ自動車が久原分署となっております。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、

御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより質疑に入ります。

○土井信幸議員

今回は8号も9号も不落で随契なんですよ。過去もこういう形での契約が頻繁にあったのかどうか、その辺をおたずねいたします。

○事務局長（北村雅史君）

今回は本当に2回も続けてという部分で、大変私どもといたしましても改めであり方を考えないといけないのかなというふうには思っておりますが、過去にも確かにいくつかの事例はあっております。

今回特にこういう結果になったのは、26年度において整備いたしましたデジタル無線の通信機材、それから新指令システムに伴います機材、こういうものの積み換えの経費分ではないかと思われま。

これまでも無線機の積み換えというのは同じようにやってきたところなんですけれども、今度の新しい機材の分は数量も若干多いし、そういう部分で私どもの想定以上にその手間がかかり、また、それらが専門業者でないと扱えないということで、外注に伴う経費がどうも私どもの想定以上に高かったところがあるようでございまして、そういう差が生じたのかなと思っております。

車両価格そのものについては、県下の状況、また九州管内の最近の状況も見て、ある程度把握をしていたつもりですけれども、先ほど説明いたしました部分が私どもが読み違えしていたなと反省しているところでございます。

以上でございます。

○北村貴寿議員

先ほどとまた同じ内容の質問なんですけれども、ポンプ車については稼働の更新の基準というんですかね、それとあと、更新されたポンプ車はどこに行くのかというところまでお願いします。

○事務局長（北村雅史君）

ポンプ車につきましては、更新のサイクルは18年ということでしております。

あと、最終の処分の方法なんですけれども、救急車と違いまして、簡単にどこかが使うというわけにもいかないという状況でございます。また、ニュース

等で見ますと、東南アジアの方に譲渡してという話も聞いておりますけれどもなかなか実際には難しい問題もございまして、残念ながらポンプ車についても、梯子車みたいな物につきましても、最終的にはくず鉄として10万円から少し昇るぐらいの経費で処分をさせていただくようなことになっております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第9号「財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車）の購入」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第9号は、原案どおり可決されました。

○議長（山口隆一郎君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時55分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長

山口隆一郎

会議録署名議員

北原秋男

会議録署名議員

千住良治